第２章の６．の⑵中「中心市街地の活性化に資する」を「中心市街地の活性化に関する」に、①を次のように改め、

①　各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

②を③とし、①の次に次のとおり加え、

②　また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。

「⑵①」の次に「②」を加える。

第３章の２．の⑴を次のように改める。

⑴　中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則として一市町村に一区域として設定することが望ましい。

しかし、市町村の中には、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合がある。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合がある。こうした場合、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができる。

また、同一の市町村にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定した方が適当と市町村が判断する場合は、当該複数地域の役割分担等を明確にしつつ、複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能である。

当該市町村が周辺市町村と密接な関係を持っており、複数の市町村で連携して活性化を図る場合には、一体的に支援する。

これらの中心市街地は、客観的・統計的なデータに基づき、１．の要件を満たす必要があり、策定された基本計画の内容が、認定基準に適合すると判断されるものについて、認定を行うこととなる。

第３章の２．の⑵中「例えば、一団的な形状であって、」及び「なお、」を削り、「中心市街地の区域とすることは適当ではない。」の次に次のように加える。

なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）と適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が策定されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が策定されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければならない。

「第７章　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に関する基本的な事項」を「第７章　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項」に改める。

第７章の１．中「商業の活性化」を「経済活力の向上」に改める。

第７章の２．中「商業の活性化のための事業」を「経済活力の向上のための事業」に、「③大規模小売店舗立地法の特例措置の３つ」を「③民間中心市街地商業活性化事業、④中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤大規模小売店舗立地法の特例措置等」に改め、「中小小売商業高度化事業及び特定商業施設等整備事業」を「特定民間中心市街地活性化事業若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業として中小小売商業高度化事業若しくは特定商業施設等整備事業を実施しようとする場合又は民間中心市街地商業活性化事業」に改める。

第７章の２．の⑴中「）第10条」を「）第12条」に、「第９条及び第10条」を「第12条及び第13条」に改める。

第７章の２．の⑵中「商業の活性化のため」を「経済活力の向上のため」に、「３千平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、既存又は新設の商業施設と一体的に整備することとし、当該商業施設の延床面積が原則３千平方メートル以上」を「５百平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業者の業務の円滑な実施に資するもの」に改める。

第７章の２．の⑶を⑸とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　民間中心市街地商業活性化事業

①　趣旨

中心市街地の商業の活性化に際しては、魅力ある商業施設の整備をはじめとしたハード面の取組だけでなく、にぎわいを生み出すイベントの開催や、まちの個性を発見するための研修の実施、多くの来訪者を惹き付ける街並みづくりに向けた地域の関係者間の調整などといった、ソフト面の取組を実施することも有効である。

そこで、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定することとし、資金調達を円滑化するなどの支援を通じて民間活力が十分に発揮される環境整備を推進する。認定を受けた民間事業者（法第43条第１項に規定する認定民間中心市街地商業活性化事業者）には、中心市街地の商業の活性化の担い手として、ソフト事業を通じて積極的に情報発信や関係者コーディネート等に取り組むことが期待される。

②　事業の要件

上記趣旨に照らして適切な事業内容と事業主体であるとともに、事業等の実施スケジュールが明確であることをもって判断する。

③　記載事項

基本計画には、民間中心市街地商業活性化事業の実施予定者と協議の上、当該事業の概要、必要性、それぞれの計画において記載すべき事項その他留意事項等を記載する。

⑷　中心市街地特例通訳案内士育成等事業

①　趣旨

通常、報酬を得て外国人に付き添い通訳ガイドをするには、通訳案内士法上、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

そこで、特例の対象範囲を認定中心市街地の区域に限定し、市町村が基本計画に中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該市町村が行う認定中心市街地の特性に応じた通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けることで、認定中心市街地の区域において報酬を得て通訳ガイドを行うことができる旨を規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

本制度は、訪日外国人旅行者を中心市街地に呼び込み、その活力で当該地域の活性化を図ることを目的に、受入体制の整備を行うための特例措置であり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

②　事業の要件

中心市街地活性化基本計画の区域における通訳案内士及び地域限定通訳案内士（以下「通訳案内士等」という）に対するニーズの検証を踏まえること、認定市町村が行う研修の内容及びカリキュラムが当該中心市街地特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること、休日を含め中心市街地特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれることを要件とする。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用も図るものであること。

③　記載事項

基本計画には、当該事業の概要、当該事業で特例ガイドを養成する言語、基本計画の区域における通訳案内士等に対するニーズ、当該事業で実施する研修の内容等を記載する。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用が図られるための取組も記載すること。